

千葉市業務委託入札参加資格要件等審査委員会要綱

(設置)

第1条 本市は、千葉市業務委託入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱における業務委託契約は、財政局資産経営部契約課長が入札事務を行う業務委託で、次に掲げるものをいう。

- (1) 建物施設に係る清掃業務
- (2) 建物施設に係る人的警備業務
- (3) 建物施設に係る設備運転・管理業務

(所掌事務)

第3条 委員会は、業務委託契約について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格要件に関すること
- (2) 指名競争入札の方法により行う理由、指名業者の選定及び入札参加資格要件に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、財政局長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 財政局財政部長
 - (2) 財政局資産経営部長
 - (3) 市民局市民自治推進部長
 - (4) 都市局建築部長
 - (5) 前各号に定めるもののほか、委員長が指定する者

(職務)

第5条 委員会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ説明を

求めることができる。

5 委員長は、急施を要し、又は委員会の会議を開く暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局資産経営部契約課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。